

広島県告示第七百二十九号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和二年六月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
山崎整形外科内科クリニック	広島市安佐南区昆沙門台一丁目五番二三号	令和五年六月三日	更新
独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	大竹市玖波四丁目一番一号	令和五年六月三日	更新
医療法人社団悠仁会后藤病院	呉市東中央一丁目八番一〇号	令和五年六月三日	更新
国家公務員共済組合連合会呉共済病院忠海分院	竹原市忠海中町二丁目二番四五号	令和五年六月三日	更新
因島医師会病院	尾道市因島中庄町一九六二番地	令和五年六月三日	更新
医療法人社団健照会七才病院	福山市住吉町四番一号	令和五年六月三日	更新